

通達甲(警. 人. 2. 人. 3)第1号
昭和 51 年 1 月 8 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

女性警察官運営委員会要綱の制定について

[沿革] 平成 12 年 8 月 通達甲(副監. 総. 企. 調)第 14 号
28 年 9 月 同(副監. 総. 企. 組)第 15 号改正

婦人警察官の管理、運用に関する諸問題について、全庁的な観点から審議し、その対策を樹立することを目的として、このたび、次のとおり「婦人警察官運営委員会綱」を定め、昭和 51 年 1 月 10 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

女性警察官運営委員会要綱

(設置)

第 1 条 警視庁本部に、女性警察官運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、女性警察官の適正な管理、運用を図るため、女性警察官に関する配置運用計画、人事管理、教養等の諸問題について調査研究、審議し、その対策を樹立することを任務とする。

(構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警務部長
- (2) 副委員長 警務部参事官(人事一課長)
- (3) 委員 人事第二課長
企画課長

教養課長

警務部理事官(人事担当)

第一方面本部副本部長

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要により、委員長が招集する。

2 委員長は、副委員長又は委員から要求があつたときは、委員会を開催するものとする。

3 委員長は、必要により、副委員長をして委員会を開催させることができる。

4 副委員長は、前項に定める委員会を開催したときは、その結果を委員長に報告しなければならない。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要により、関係職員の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置く。

2 幹事には、次の者をもつて充てる。

人事第二課課長代理(人事担当)

企画課課長代理(企画担当)

人事第一課課長代理(人事担当)

人事第一課課長代理(監察担当)

警務部兼総務部管理官(制度調査担当)

教養課課長代理(教養企画担当)

第一方面本部管理官(警務担当)

3 幹事は、委員長、副委員長及び委員の命を受け、委員会で審議する案件について

て調査研究に当たるものとする。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、人事第二課(人事第五係)において処理するものとする。